

令和7年6月2日

(一社) 全日本船舶職員協会
会 員 各 位

一般社団法人 全日本船舶職員協会
会長 広重康成

マイナンバーカード活用等に向けた
積極的な周知の御協力のお願いについて
(依頼)

入梅の候、皆様におかれましてはますますご清祥の事とお慶び申し上げます。

マイナンバーカードの取得等の促進については、政府広報を通じてデジタル庁、警察庁交通局運転免許課、総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室、法務省民事局民事第一課、外務省領事局政策課海外法人マイナンバーカード支援室、同省領事局旅券課、及び厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室等から、マイナンバーカード活用に向けた積極的な周知について依頼がありますが、この度国土交通省海事局から更に積極的周知協力依頼がありました。

全船協会員各位におかれましては、既にマイナンバーカード活用等十分ご承知の事と存じますが、改めまして積極的な活用を周知していただきます様お願い申し上げます。

資料として別添の「マイナンバーカード利活用についてのお知らせ」、「参考資料」をご参照ください。

【関連資料について】

関連資料につきましては、右記のQRコードのリンク先のデジタル庁ウェブサイト「広報資料」(https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources)のページ下部にある「マイナンバーカード活用等に関する周知用資料」をご参照ください。



※ 国民の皆様の利便性の観点からも、行政手続きや、所管業界における民間サービスにおいて、積極的にマイナンバーカードが身分証明書として活用されるよう取り組みをお願いします。具体的には、マイナンバーカードが本人確認書類として位置付けられていないものがないか確認をして、本人確認書類として利用できるよう確実に位置づけてください。また、住民票の写しの提出が求められるという場合には、情報連携あるいはマイナンバーカードの提示により提出を不要とする等の対応をお願いします。